

令和3年第2回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和3年6月22日提出

目

次

議会議案第7号	茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則-----	1
議会議案第8号	茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則-----	4
議会議案第9号	茅ヶ崎市議会 I C T活用推進協議会規程-----	9
議会議案第10号	茅ヶ崎市議会全員協議会規程及び茅ヶ崎市議会 広報広聴委員会規程の一部を改正する告示-----	13

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年6月22日

茅ヶ崎市議会議長
加藤大嗣様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

青木 浩

広瀬 忠夫

水島 誠司

山田 悦子

伊藤 崇明

小島 勝己

岸 正雄

山崎 広子

阿部 英光

木山 耕吾



(提案理由)

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、ICT活用推進協議会を設置するため

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第165条第1項の表に次のように加える。

ICT活用 推進協議会	議会におけるICTの活用及び推進 に関する事項について、協議、調整 等を行うこと。	ICT 活用推 進協議 会委員	IC T活 用推 進協 議会 座長
----------------	---	--------------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年6月22日

茅ヶ崎市議会議長
加藤大嗣様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

青 爪 浩
広瀬忠夫
水島誠司
山田悦子
伊藤素明
小島勝己
岸 正明
山崎広子
阿部英光
木小耕玲



(提案理由)

議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するよう、会議への欠席事由として育児、看護等を例示として明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図り、もって多様な人材の市議会への参画を促進する等のため

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第79条」を「第80条」に、「(第80条～第86条)」を「(第81条～第87条)」に、「(第87条・第88条)」を「(第88条～第91条)」に、「(第89条～第93条)」を「(第92条～第96条)」に、「(第94条～第110条)」を「(第97条～第113条)」に、「(第111条・第112条)」を「(第114条・第115条)」に、「(第113条～第123条)」を「(第116条～第126条)」に、「(第124条・第125条)」を「(第127条・第128条)」に、「(第126条～第135条)」を「(第129条～第138条)」に、「(第136条～第138条)」を「(第139条～第141条)」に、「(第139条～第145条)」を「(第142条～第148条)」に、「(第146条～第149条)」を「(第149条～第152条)」に、「(第150条～第158条)」を「(第153条～第161条)」に、「(第159条～第164条)」を「(第162条～第167条)」に、「(第165条)」を「(第168条)」に、「(第166条)」を「(第169条)」に、「(第167条)」を「(第170条)」に改める。

第3条中「疾病、出産その他の事由により」を「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第5条第4項中「番号及び」を「番号を付した」に改める。

第34条第1項中「とともに」を「の立会いの下に、職員に」に、「点検しなければならない」を「点検させなければならない」に改める。

第167条を第170条とする。

第8章中第166条を第169条とする。

第7章中第165条を第168条とする。

第6章中第164条を第167条とし、第160条から第163条までを3条ずつ繰り下げる。

第159条第2項ただし書中「第112条第2項」を「第115条第2項」に改め、同条を第162条とする。

第158条中「第150条から第154条まで、第156条」を「第153条から第1

57条まで、第159条」に改め、第5章中同条を第161条とする。

第157条を第160条とし、第150条から第156条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章中第149条を第152条とし、第146条から第148条までを3条ずつ繰り下げる。

第145条中「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合する」を「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認める」に改め、第3章中同条を第148条とする。

第144条を第147条とし、第141条から第143条までを3条ずつ繰り下げる。

第140条第1項中「請願一覧表及び請願書の写しを」を削り、同条第2項中「及び請願の件名」を「、請願の件名、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日」に改め、同条を第143条とする。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所（法人の場合にあってはその所在地及び名称）」に、「が押印」を「（法人の場合にあっては代表者）が署名又は記名押印を」に改め、同条を第142条とする。

第138条第3項中「第83条から第85条まで」を「第84条から第86条まで」に改め、第2章第7節中同条を第141条とする。

第137条中「第81条から第85条まで」を「第82条から第86条まで」に改め、同条後段中「第81条」を「第82条」に、「第82条第1項」を「第83条第1項」に改め、同条を第140条とする。

第136条を第139条とする。

第2章第6節中第135条を第138条とする。

第134条第1項中「第129条第1項」を「第132条第1項」に改め、同条第2項中「第129条」を「第132条」に改め、同条を第137条とする。

第133条を第136条とし、第126条から第132条までを3条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第125条を第128条とし、第124条を第127条とする。

第2章第4節中第123条を第126条とし、第113条から第122条までを3条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第112条を第115条とし、第111条を第114条とする。

第2章第2節中第110条を第113条とし、第109条を第112条とし、第108条を第111条とする。

第107条第2項中「第109条」を「第112条」に改め、同条を第110条とする。

第106条を第109条とし、第94条から第105条までを3条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第93条を第96条とし、第92条を第95条とし、第91条を第94条とする。

第90条中「疾病、出産その他の事由により」を「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第90条を第93条とし、第89条を第92条とする。

第1章第10節中第88条を第91条とし、同条の前に次の2条を加える。

（閲覧用の会議録）

第89条 会議録は、印刷して、議会図書室等に置く。

（会議録に掲載しない事項等）

第90条 議長が取消しを命じた発言及び第68条の規定により取り消した発言に係る部分は公表しないこととし、これら及び秘密会の議事は前条に規定する会議録には掲載しない。

第87条を第88条とする。

第1章第9節中第86条を第87条とし、第80条から第85条までを1条ずつ繰り下げる。

第1章第8節中第79条を第80条とし、第76条から第78条までを1条ずつ繰り下げる。

第75条の2を第76条とする。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会 ICT活用推進協議会規程

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年6月22日

茅ヶ崎市議会議長
加藤大嗣様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同

青木 浩

広瀬 忠夫

水島 誠司

山田 悦子

伊藤 素明

小島 勝己

岸 正明

山崎 広子

阿部 英光

木山 耕治



(提案理由)

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、ICT活用推進協議会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため

茅ヶ崎市議会 I C T活用推進協議会規程

(趣旨)

第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）第168条第2項の規定に基づき、I C T活用推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会におけるタブレット端末等の導入に関すること。
- (2) 議会運営におけるタブレット端末等の活用に関すること。
- (3) タブレット端末等の導入及び維持に係る経費に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会におけるI C Tの活用及び推進に関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会の委員の定数は、12人とする。

2 協議会には、議長及び副議長が参画する。

(委員)

第4条 委員は、議長が選任する。

2 委員の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

4 委員の任期の満了に伴う第1項の選任は、任期が満了する日の30日前の日以後に行うことができる。

5 前項の規定により後任の委員の選任があったときは、前任の委員の任期は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、協議会において互選する。

3 座長及び副座長の任期は、委員の任期による。

4 座長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、座長は、会議を公開しない合理的な理由があると認めるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(その他の事項)

第7条 前条までに規定するもののほか、協議会の運営等については、茅ヶ崎市議会委員会条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第9号)、茅ヶ崎市議会会議規則及び茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程(平成17年茅ヶ崎市議会告示第2号)の規定の例による。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会全員協議会規程及び茅ヶ崎市議会広報広聴委員
会規程の一部を改正する告示

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年6月22日

茅ヶ崎市議会議長
加藤大嗣様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

青木浩

広瀬忠夫

水島誠司

山田悦子

伊藤素明

小島晴己

岸正明

山崎広子

阿部英光

木山耕治



(提案理由)

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会全員協議会規程及び茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を
改正する告示

次に掲げる告示の規定中「第165条第2項」を「第168条第2項」に改める。

- (1) 茅ヶ崎市議会全員協議会規程（平成23年茅ヶ崎市議会告示第1号）第1条
- (2) 茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程（平成26年茅ヶ崎市議会告示第1号）第1条

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。